

レシーブガードサービス約款

第1章 総則

第1条 (目的)

セキュ・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます）は、レシーブガードサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用者に対し、本サービスの約款（以下、「本約款」といいます）の定めに従い、本サービスを提供します。

第2条 (本約款の範囲)

本約款は、本サービスの利用者（以下「本契約者」といいます）と当社との間の本サービスに関する一切の関係（以下「本契約」といいます）に適用されます。

第3条 (本サービス及び本約款の変更)

当社は、**本サービス及び本約款**を本契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（本サービス利用費用その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の当社所定のウェブサイト内に掲示されることによって本契約者に通知されたものとし、変更後の約款に従うことに同意したとみなされたものとします。なお、本契約者は、変更の有無およびその内容を知るために、当社ウェブサイト等を定期的に確認するものとします。

第4条 (用語の定義)

本約款における各用語の定義は以下のとおりとします。

1. 本契約者とは、当社の定める手続きにより本サービスを申し込み、当社が加入の申し込みを承諾して登録された者をいいます。なお、法人名を登録した場合、原則として本約款に基づく一切の権利義務および法的地位はその法人に帰属するものとします。
2. 「本サービス」とは、本約款の定めるところにより、レシーブガードを利用しているサービスの一部または全部をいいます。
3. 「SCM Receive Guard」「Receive Guard」「SCMGUARD」「レシーブガード」は同義語とします。
4. 「個人情報」とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人に関する情報で、その中に当該個人を特定しうる情報を含むものをいいます。また、当該個人を特定しうる情報には、単独では当該個人を特定できなくても、将来収集する情報または既に収集した情報を組み合わせることにより、当該個人を特定できる情報を含みます。なお、機密の情報であるかどうかは問いません。
5. 「登録情報」とは、本契約者が本サービスの申込みに際して、当社に提供する情報をいいます。その情報には、本契約者の登録した個人情報も含まれます。
6. 「本契約者の情報」とは、本契約者が本サービスを使用する際の一切の情報をいいます。この情報には、本契約者が法人等の団体である場合に、その従業員、顧客等の個人情報も含まれます。
7. 「本情報」とは、上記5から6の総称をいいます。
8. 「機密情報」とは、本サービスの利用契約において知り得た当社および本契約者の販売上、技術上その他の業務上の情報をいいます。
9. 「本サービス利用費用」とは、本サービスの対価として当社が定め、ウェブサイト等に掲げる利用料およびこれらにかかる消費税（地方消費税を含む）をいいます。
10. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくは反社会的勢力 共生者等に該当する、またはこれに準じる者または団体をいいます。

第2章 利用申込

第5条（本サービス利用の申込）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社所定の申込書により、当社の担当営業または当社のパートナーを通じて本サービスにかかる利用の申し込みを行うものとします。
2. 本サービス利用の申し込みに対して、当社が本サービスにかかる利用申し込みを承諾したときは、本サービス開始の確認書として必要なレシーブガードのURL、ログインID、パスワードその他の必要な情報（以下「パスワード等」といいます）とともにメールによってその旨を通知するものとします。

第6条（本サービス利用の制限）

1. 当社は、本サービスの利用の申し込みの内容について不備、不正等を認めた場合、本サービス利用の申し込みを受け付けないことがあります。
2. 本サービス利用の申し込み者が次のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの利用を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを利用申し込む者が実在しない場合
 - (2) 本サービスを利用申し込む者の事業拠点が日本国外にあるため、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
 - (3) 当社所定の本サービス申込書に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合
 - (4) 第9条に違反するおそれがある場合
 - (5) 過去に第9条および第33条に規定する各号の処分を受けたことがある場合
 - (6) 過去に本サービスの代金支払を遅滞し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (7) 本サービスを利用申し込む者が公序良俗に反するおそれのある商品・サービスを提供する場合
 - (8) その他、当社が不相当と判断する相当の理由がある場合
3. 当社は、本サービス利用申し込みの承諾後であっても、本契約者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。
4. 本契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用開始可能日が遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 申込内容および提出書類に不備（記入漏れ等）があった場合
 - (2) 利用予定メール環境のドメインネームシステム設定変更作業が行えない場合

第3章 本契約者の義務

第7条（本契約者の変更の届出）

1. 本契約者は、本サービスの利用申し込みの際またはその承諾後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠った場合、本契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社からの通知等が本契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
3. 当社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止、または本サービスの契約を解除することがあります。

第8条（本契約者の管理責任）

1. 本契約者は、本サービスに関連して当社または付加サービス提供元から発行されるパスワード等を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用、譲渡、貸与または担保提供することはできないものとします。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を当社に連絡するものとし、当社から指示があるときはそれに従うものとします。
4. 本契約者からのパスワード等の問い合わせに対しては、当社は、本人確認等のため、当社所定の方法で回答いたします。
5. 本サービスのセキュリティ向上のため、当社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第9条（本契約者の禁止事項）

1. 本契約者は、本サービスを利用するに際し、以下の各行為をしてはなりません。なお、当社は、これらの行為を調査する権利を有しますが、義務を負うものではありません。
 - (1) 権利侵害に関する禁止事項
 - ①当社または第三者の著作権や商標権その他の知的財産権または財産的利益を侵害するおそれのある行為をし、または侵害すること
 - ②プライバシー権や肖像権その他の人格的権利を侵害するおそれのある行為をし、または侵害すること
 - ③他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損すること
 - (2) 違法な行為等に関する禁止事項
 - ①無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘すること
 - ②違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請け負い、仲介しまたは誘引すること
 - ③違法な賭博もしくはギャンブルを行わせ、またはその参加を勧誘すること
 - ④薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグの濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある内容を送信すること、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行うこと、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等すること
 - ⑤前各号の他、法律、条例、その他の諸法令、諸規則、または公序良俗に反すること
 - (3) 技術的な理由による禁止事項
 - ①本サービスや第三者のネットワーク、サービス等に悪影響を与える一切のプログラムを使用すること
 - ②本サービスに不正にアクセスし、または蓄積された情報を不正に書き換え、もしくは消去すること
 - ③ウイルス等の有害なプログラム等を利用して本サービスを破壊しようとする事
 - ④本サービスに高負荷をかけること
 - (4) その他の禁止事項
 - ①当社が発行した ID およびパスワードを適切に管理することなく、みだりに第三者に対して公開し、利用させ、または利用できる状態におくこと

- ②いたずらまたはスパム等、本サービスを利用して第三者に迷惑をかけた、またはかけるおそれがあると当社が判断する行為をすること
 - ③本サービスの円滑な提供に必要であると判断してなされた当社の指示に従わないこと
 - ④上記に掲げるほか、当社が不相当と判断する行為をすること
2. 契約者が前項に掲げる禁止事項その他、本約款に違反することにより、第三者から当社に対して何らかのクレーム、請求、抗議等（以下「請求等」といいます）がなされた場合、本契約者はかかる請求等を自らの責任で解決するものとし、万一かかる請求等に基づき当社に損害または弁護士費用、本サービス利用費用、その他の支出等が発生した場合には、本契約者は、当社に対してそのすべての損害および支出等を賠償しなければなりません。

第4章 本サービス利用

第10条（本サービス開始日）

1. 本サービスの適用は、本サービス契約の手続き完了後からになります。翌月末までに本サービス利用の初期費用と翌々月からの2ヶ月分の月額本サービス利用費用の入金確認を以て始まります。
2. 本サービスの開始は、当社の定める手続きに従って実施終了後、最長2日後からになります。
3. 契約後から翌月末までは無料期間とします。この期間中に入金があれば申込辞退扱いとなります。

第11条（本サービス契約期間）

本サービスの契約には契約期間の拘束はなくいつでも解約できますが、解約を申し込みしない場合には自動更新となります。

第12条（本サービス利用費用）

1. 本サービス利用費用は、当社より送付する本サービス開始の確認書に記載された金額になります。
2. 本サービス利用費用は、ご利用開日の翌々月より発生するものとします。
3. 本サービス利用費用は利用する月の前月27日までに支払うものとします。
4. 本サービス利用費用の支払いに付随する本サービス利用費用は、本契約者が負担するものとします。
5. 本サービス利用費用の初回の支払手数料は本契約者の負担とします。

第13条（本サービス利用費用の支払義務）

1. 本契約者は、第12条の本サービス利用費用を支払う義務を負います。
2. 第31条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービス利用費用の算出については、当該本サービスの提供があったものとして取り扱います。

第14条（本サービス利用費用の支払方法）

1. 本契約者は、本サービス利用費用等を申し込み時の申請により当社が承諾した自動口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。
2. 支払いに関する細部条項は本契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日・毎月27日になります。
3. 本契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。

第15条（本サービス利用費用延滞）

1. 本契約者が、本サービス利用費用その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当社は1ヶ月の猶予を以ってサービスを停止します。
2. 本サービス利用費用について遅延費用の規定はありません。

第16条（本サービスのコース変更）

1. 本サービスのコース変更手続きは、当社所定の方法により申請することができます。
2. 本サービスのコース変更日は、当社が変更作業完了の報告を本契約者に指定した方法で通知した日とします。
3. 当社は、本サービスのコース変更申請の内容について不備、不正等を認めた場合、本サービスの利用契約のコース変更を受け付けないことがあります。
4. 本サービスのコース変更諾後であっても、本契約者が第6条のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。
5. 本サービスのコース変更承諾後は、本サービスの利用契約に従うものとする。

第17条（本サービスコース変更後の費用）

1. 本サービスのコース変更後の費用は、当月5日までの申請場合は翌月から、5日以降の場合には翌々月より変更されます。
2. 本サービスのコース変更後の追加費用は、変更前後の差額の追加のみになります。
3. 本サービスのコース変更に関わる手続き上の費用はありません。

第18条（本サービス利用費用の改定）

1. 当社は、原則として、本サービスの提供後に本サービス利用費用の改定をした場合、利用契約の有効期間中は本契約者に対してその改定された本サービス利用費用を適用しません。
2. ただし、利用契約の有効期間中に、当社が本サービス利用費用の改定を行い、適用の必要があると認めた場合はこの限りではありません。
3. 本契約者は改定後の本サービス利用費用および変更日を知るために、当社のウェブサイト等を定期的に確認するものとします。

第19条（本サービス利用費用の返金）

1. 本契約者は、本契約者の過払い等の事由により当社が本サービス利用費用の返金をする必要がある場合、当社は指定する情報を速やかに提供しなければなりません。
2. 当社は、本契約者が前項の情報を提供しない、または本契約者が登録情報を更新しなかったために連絡ができない等の事由により、本契約者に対して本サービス利用費用を返金できない場合でも、本契約者に対して一切の責任を負いません。
3. 当社は、本契約者に対して本サービス利用費用を返金できない状態が、返金の必要が生じた日より一年間続いた場合、本契約者がその返金を受け取る権利を放棄したとみなし、本契約者が当社にその返金を請求しても、当社は返金する義務を負わないものとします。
4. 本サービス利用費用の返金に付随する本サービス利用費用は、当社が負担するものとします。

第20条（消費税等）

本契約者が当社に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて、消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、本契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第21条（端数処理）

当社は本サービス利用費用その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第22条（第三者利用）

1. 本契約者は、本サービスの一部もしくは全部を第三者に利用させることはできません。
2. 当社は第三者および第三者の利用に対しては一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者による本サービスの使用は、本契約者の違反とみなし、本サービスの解除等の措置を行うことができるものとします。

第5章 本サービスのサポート

第23条（サポート範囲）

1. 本サービスに係るサポートサービスは当社が提供します。
2. 本サービスに係るサポート対応は、基本的にはメールによって行われます。
3. 本サービスのサポート範囲については、本サービスに係る操作方法、障害対応についてのトラブル、技術サポートに限ります。以下のような場合は、サポート対象外になります。
 - (1) 本契約者の使用する機器の障害
 - (2) 本契約者の送信メールの障害
 - (3) 本契約者のメールサーバーの障害
 - (4) 本契約者の使用機器の使い方等
 - (5) その他、本サービスと関連が無いサポート
4. 当社は、前項の基準のもとで正常に動作させるため、24時間365日にわたり保守管理を行い、善良なる管理者の注意義務をもって管理します。
5. 当社は、予見できない当社設備の停止等の問題が生じたことにより本サービスが停止した場合、本サービスを可及的速やかに復旧させるよう努めます。

第24条（利用説明書の案内）

当社は、ウェブサイトにて「利用説明書」を案内します。

第25条（本サービス内容の変更）

1. 当社は、セキュリティ上、運用上、技術上等の事由により、本サービスの一部機能の変更や中止、また本サービスの一部として提供しているソフトウェア等の変更や中止を行うことがあります。それにより本契約者や第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの一部機能の変更や中止、ソフトウェアの変更や中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を本契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第6章 本サービスの停止・中止等

第26条（本サービス利用の制限）

当社は、以下の場合、予告なく本サービスを一時的に停止することが出来ます。

1. 天災事変、停電その他の当社の責に帰せざる事由により、本サービスに障害等が発生したとき

2. 関連事業者が保有する電気通信設備等の障害、停止、その他の事由によって本サービスに関するネットワーク運営に影響が生じたとき
3. 当社が設置する電気通信設備の障害等が生じたとき

第27条（本サービス提供の停止および中止）

1. 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 第9条各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき
 - (2) 第15条に該当すると当社が判断したとき
 - (3) 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行また
 - (5) 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (6) 本契約者の環境が、他の本契約者に対し、本サービス運用上支障を及ぼす恐れある場合
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 第30条の規定による時
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 当社が本サービスの運用に影響を及ぼすと判断した不正なアクセス等があった場合
 - (5) その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
3. 当社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を本契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、本条第1項および第2項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、本契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社の責任による損害に対しては第35条に従って責任を負うものとします。

第28条（本サービスの廃止）

1. 当社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、当社は本契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに郵便または電子メールによりその旨を通知するものとします。
2. 本サービスが廃止になった場合には、その後の一切の費用または手数料はありません。

第7章 契約の解除

第29条（当社による本サービスの解除）

1. 当社は、第6条、第9条の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、本サービスを解除することができます。
2. 当社は、本契約者が第6条、第9条の規定のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、本サービスを解除することができます。
3. 当社は、本契約者が、本サービスの利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、本サービスを解除することができます。

4. 当社は、前3項の規定により本サービスを解除しようとするときは、あらかじめその旨を本契約者に通知し、解除しようとする事由の改善・解消を指摘します。
5. 当社は、本契約者が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、当該事由の指摘をし、催告のち、本サービスを解除することができます。本サービス約款の条項に違反したとき
 - (1) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
 - (4) 前4号の他、本契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (5) 合併、事業譲渡、その他会社組織に変更が生じた場合
 - (6) 解散または営業停止となったとき
 - (7) 本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、当社に対する債務の弁済を延滞したとき
 - (8) その他財務状態の悪化またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき
6. 本契約者は、前項各号のいずれか一つでも該当した場合には、当社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

第30条（本契約者による本サービスの解約）

1. 本契約者が本サービスを解約しようとするときは、当社の定める方法により、当社に申し出なければなりません。なお、当該解約の効力発生日は解約申込日から1ヶ月後とします。
2. 本契約者が本サービスの解約を希望する場合の本サービス利用費用は、解約を希望する当月の5日までの場合は、当月末までの支払いになり、5日以降の希望日の場合は翌月末までの支払いになります。
3. 本サービス停止希望月の5日までに解約の続きをしなかった場合には本サービス利用費用は自動引き落としされます。
4. 既に支払われた本サービス利用費用の返金はありません。

第8章 秘密保持

第31条（秘密保持義務）

1. 本契約者および当社は、相手方の書面による承諾なくして、本サービスに関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本サービスの利用期間中はもとより、本サービス終了後も第三者に対しては開示しないものとします。
2. 本契約者および当社は、前項の規定にかかわらず、適用法令、証券取引所の規則、裁判所の判決、決定、命令または行政当局の決定、命令、指導に基づき機密情報の開示または提供を義務付けられる場合には、開示者に対して開示または提供の必要性について速やかに通知するとともに、情報の機密性が最大限確保されるような方法により、機密情報の開示または提供を行うことができます。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

4. 本契約者および当社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

第32条（本契約者の情報の取扱い）

1. 当社は、本契約者に対して本サービスを提供することとし、本契約者の情報を閲覧、改変、削除等しないことを原則とします。
2. 前項にかかわらず、障害の解消またはセキュリティの確保等、本サービスの運営に必要と当社が判断した場合、当社または委託先は、本契約者の情報を閲覧、改変、削除等することができ、本契約者はこれに同意するものとします。当社は、これにより本契約者が被った一切の損害について責任を負わないものとし、本契約者は当社に対してなんらの請求をしません。
3. 当社は、本契約者の情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等が発生した場合、理由の如何を問わず、これを復元する義務を負わず、また、紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等により本契約者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとし、本契約者は当社の取扱いに異議を述べないものとします。
4. 当社は、利用契約が終了した時点で、すべての本契約者の情報を削除することができます。
5. 当社は、本契約者の情報への不当なアクセスまたは本契約者の情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等の原因となる既知の欠陥に対して、商業的に合理的に実施可能な限度で対策を講じます。
6. 当社は、本契約者の情報を、本約款に定められた場合を除き、第三者に一切開示せず、本サービスの遂行以外のいかなる目的にも使用しません。

第33条（登録情報の取扱い）

1. 当社は、当社が別途規定するプライバシーポリシーにしたがって、登録情報を使用することができます。
2. 当社は、サポートの一環として、新サービスの紹介、手続方法の変更その他、本契約者にとって有益と判断した情報を記載した電子メールおよび郵便物等を本契約者に送付することができます。ただし、本契約者は当社が定める手続に従って申し出ることにより、電子メールおよび郵便物等の送付を停止することができます。
3. 本契約者は、本契約者の商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスその他の録情報に変更があったときは、当社に対し、当社の定める方法により速やかにその旨を届け出なければなりません。当該届出が到達し、かつ当社が変更の事実を確認するまでの間、当社は当該変更がないものとして本サービスを提供します。
4. 前項の届出がないまま、申込時に登録された連絡先への連絡が取れないことによって生じた損害（例えば、当社からの請求書の不到達に起因する支払遅滞等の事由により、本サービスの利用が停止されることにより生じた損害等）に対して、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社は、登録情報を本サービスの履行のために知る必要のある従業員等および委託先以外には開示しません。また、当社は、登録情報を開示する場合、従業員等および委託先に対し、本約款の規定を遵守させます。
6. 当社は、本サービスの履行に必要な範囲を超えて、本契約者の事前の承諾なしに個人情報収集、複製、複製、利用および加工しません。当社は、本契約者の承諾を得て収集、複製、複製、利用および加工したものについても、本約款上の個人情報として取り扱います。

第9章 免責

第34条 (免責)

1. 当社は、本約款において、その過失の有無を問わず、本契約者に対して、次の各号に掲げる事柄については責任を負いません。
 - (1) 本契約者と第三者との間の金銭上の争いをはじめとする一切の争い
 - (2) 本サービスの終了後に生じた本契約者の情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等による損失、損害
 - (3) 第30条および第31条による解約によって生じた損失、損害
 - (4) 第27条および第28条による本サービスの停止によって生じた損失、損害
 - (5) 当社が提供していないプログラム等の利用によって生じる損失、損害
 - (6) 他の本契約者の行為によって生じる損失、損害
 - (7) 当社以外の第三者による不正な行為により生じる損失、損害
 - (8) 第31条に基づき本契約者が当社からの電子メールおよび郵便物等の送付の停止を申し出てこれらの受信、受領を拒否したことにより、引き起こされる損失、損害
 - (9) 当社の都合により予告なく本サービスの内容の一部または全部を変更したことによって発生した本契約者の損失、損害

第35条 (当社の責任の範囲)

本サービスを利用した上で利用者に生じた損害につき、前条によってもなお当社が本契約者に対して責任を負う場合、その責任は、利用契約において本契約者が支払った直近のサービス利用本サービス利用費用4ヶ月相当分を上限とします。

第10章 雑則

第36条 (サービス提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第37条 (問い合わせ窓口)

当社は、本サービスに関する本契約者からの問い合わせについては当社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された日本語による問い合わせに対してのみ行うものとします。なお、問い合わせ内容によっては、当社で対応できないことがあります。

第38条 (知的財産権)

1. 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、当社が本契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、当社またはその提供元に帰属します。本契約者及び第三者は、当社の許可無くして当社の商標を使用してはならない。
2. 本契約者は、前項に定める著作物等を、次の通り取り扱うものとします。
 - (1) 本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること
 - (2) 複製、改変、頒布等を行わないこと
 - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
 - (4) 当社またはその提供元が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと

第39条（データの取扱い）

1. 当社は、本契約者が電磁的に記録した内部データ（以下、当該電子データといいます）に一切触れることはありません。また当社は、当該電子データについては何らの保証も行わず、一切の責任を負わないものとします。
2. 本契約者は、自己のデータ領域（データ本契約者の空間）内での紛争は自己の責任において解決するものとし、当社に何らの損害も与えないこととします。

第40条（個人情報等の使用）

当社は、本契約者の個人情報等は本サービスの設定および運用以外には使用しない事とし、本契約者はこれに同意するものとします。

第41条（運用管理体制）

当社は、当該電子データの管理について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じています。また、作業者を特定し、適切なアクセス制御を行っています。

第42条（バックアップ）

当社は、本契約者の承諾を得ることなく、サーバーの故障・停止時の復旧の便宜に備えて本契約者のデータをバックアップすることがあります。

第43条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約者および当社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。
2. 本契約者および当社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に通告し、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

第44条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第45条（合意管轄）

本約款に関して生じた紛争については、京都地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

この約款は2019年6月1日から施行される。

2019年3月1日制定

京都市右京区西院太田町23番地
セキュ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 金 容基